

議題（５） 協議項目及び協議期間(案)について

協議項目及び協議期間(案)について

1 協議項目について

(1) 合併に関する基本的な事項に関すること

- ① 合併の方式に関すること
- ② 合併の期日に関すること
- ③ 新市の名称に関すること
- ④ 新市の事務所の位置に関すること
- ⑤ 財産の取扱いに関すること
- ⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
- ⑦ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること
- ⑧ 地方税の取扱いに関すること
- ⑨ 特別職の身分の取扱いに関すること
- ⑩ 一般職の職員の身分の取扱いに関すること
- ⑪ 組織機構及び支所に関すること
- ⑫ 地域審議会の取扱いに関すること
- ⑬ 条例・規則等の取扱いに関すること
- ⑭ 一部事務組合等の取扱いに関すること
- ⑮ 使用料・手数料等の取扱いに関すること

- ⑯ 公共的団体等の取扱いに関する事
 - ⑰ 町名・字名の取扱いに関する事
 - ⑱ 各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する事
 - ⑲ 慣行の取扱いに関する事
-
- (2) 市町村建設計画を念頭に置いた新市将来構想等に関する事
 - (3) 各種事務事業の取扱いに関する事
(各種事務事業のうち基本的な事項)

2 協議期間について

平成15年7月までを目途とする。

項番	協議項目	説明
(1)	合併に関する基本的な事項に関すること	
①	合併の方式に関すること	合併の方式は、編入合併と新設合併に分けられます。核となる都市がある場合には編入合併、同規模の市町村が合併する場合は新設合併となる事例が多いものです。
②	合併の期日に関すること	最終的に総務大臣の告示により、合併の効力が発生するまでには、関係市町村の議会及び県議会の議決などが必要となり、かなりの期間を必要とされます。また、電算システムの統合など事務準備期間についても、住民生活に混乱を来さないよう、十分に配慮する必要があります。
③	新市の名称に関すること	新しい市の名称を協議会で協議することになります。
④	新市の事務所の位置に関すること	地方自治法の規定では、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係等について配慮し、事務所の位置を決定することとされています。
⑤	財産の取扱いに関すること	合併関係市町村が所有する財産（公の施設、土地、基金など）は、すべて新市に引き継ぐことが、原則的な考えになります。
⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること	編入合併の場合は、編入される市町村の議員が身分を失い、新設合併であれば、すべての合併関係市町村の議員が身分を失うことが、原則となっています。しかし、旧市町村住民の意見を合併後の行政に反映させるため、合併特例法では、合併後の一定期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められています。この特例措置を適用するか否か、適用する場合はその方法を、協議会で協議することとなります。
⑦	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること	編入合併であれば編入される市町村の委員が身分を失い、新設合併であれば、すべての合併関係市町村の委員が身分を失うことが原則となっています。しかし、委員の定数や任期等に関しては、合併特例法及び農業委員会等に関する法律に特例措置が定められています。特例措置を適用するか否か、適用する場合はその方法を、協議会で協議することになります。
⑧	地方税の取扱いに関すること	課税している税目が違う場合や税率が違う場合は、合併特例法により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年に限り不均一課税の特例措置が認められています。合併後、特例措置を適用するか否か、また、特例措置を適用する場合はその実施期間等を、協議会で協議することになります。
⑨	特別職の身分の取扱いに関すること	編入合併であれば、編入される市町村の特別職はその身分を失います。新設合併であれば、首長をはじめ特別職の全員が身分を失います。
⑩	一般職の職員の身分の取扱いに関すること	合併特例法では、現にその職にある一般職の職員は、引き続き新市の職員として身分が保障されています。また、職員の任用制度、給与及びその他の身分の取扱いに関して、職員のすべてに通じて公正に処理されるよう、とり決めておくことが必要となります。
⑪	組織機構及び支所に関すること	新市の組織機構及び支所の業務等の取扱いを協議会で協議することになります。
⑫	地域審議会の取扱いに関すること	合併特例法に規定された地域審議会を設置するか否か、設置する場合はその組織等を協議会で協議することになります。
⑬	条例・規則等の取扱いに関すること	編入合併の場合は、編入する市町村の条例、規則を引き続き施行しますが、編入される市町村独自の条例、規則等の取扱いを協議会で協議することになります。新設合併の場合は、合併関係市町村の条例、規則はすべて失効し、新市の条例、規則が施行されることになり、新市の条例、規則等が施行されるまでの暫定的に適用する条例等の取扱いを協議会で協議することになります。
⑭	一部事務組合等の取扱いに関すること	合併の方式に関わらず、法人格の消滅に伴うため、ごみ収集など共同事務処理を行っている事務について、その取扱いを協議会で協議することになります。
⑮	使用料・手数料等の取扱いに関すること	施設等の使用料や住民票、印鑑証明等の手数料の金額を協議会で協議することになります。
⑯	公共的団体等の取扱いに関すること	合併特例法の規定により、公共的団体等は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされており、対応方針を協議会で協議することになります。
⑰	町名・字名の取扱いに関すること	町名、字名は、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとって愛着の深いものであり、合併しても一般的には、従来どおり存続させる場合が多くなっています。ただし、同一又は類似する町名、字名については、住民の意向に配慮し、その取扱いを協議会で協議することになります。
⑱	各種団体への補助金・交付金の取扱いに関すること	8市町村において、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金等を交付しているので、補助制度等の調整が必要となり、財政状況等に配慮しつつ、その取扱いを協議会で協議することになります。
⑲	慣行の取扱いに関すること	市町村民憲章、市町村の歌、花、木等の各種慣行については、地域の伝統や住民生活に十分配慮しながら、新市の一体性の確保という観点から、その取扱いを協議会で協議することになります。
(2)	市町村建設計画を念頭に置いた新市将来構想等に関すること	合併特例法の規定により、新市建設の基本方針、新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、新市の財政計画等を盛り込んだ計画案を協議会で協議することになります。
(3)	各種事務事業の取扱いに関すること	ごみ収集、保健衛生など、特に住民の日常生活に関わりの深い施策の取扱いを協議会で協議することになります。